

大和市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年2月18日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第6号

大和市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(容積率の特例に係る許可申請書の添付図書等)

第2条 省令第18条第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、床面積求積図及び断面図
- (2) 法第7条の規定に基づく認定通知書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。